② 漁船における死傷災害防止対策

漁船における労働環境は、一般船舶と比較しても、厳しいものと考えられ、以下に示した死傷災害防止対策を従前にも増して徹底する必要がある。

ア 漁船における「転倒」による死傷災害を原因別にみると、甲板上で、魚の血のり、床面の滑りにより足を取られて転倒したものが約21%、波浪により転倒したものが約20%と続いている。

このような状況を踏まえ、漁船における「転倒」による災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討し、特に次の防止対策を徹底する。

ａ 甲板及び通路等の水、魚の血のり・うろこ等を適宜清掃し、また、床面にマットを設置するなど滑らない状態に保持し、滑りやすい状況にある通路等には転倒防止用ロープを張るなどの措置を講ずる。

ｂ 階段の昇降に際しては、急な動作を避けるとともに、片手は必ず手すりをつかみ、重くかさばる荷物は一度に運ばない。また、階段には適宜滑り止め、トラマークを施す。

ｃ 漁具・漁網等の整理・整頓を励行するとともに、突起物へのトラマークの表示及び被覆等必要な措置を講ずる。また、漁ろう作業等に際しては、滑り止めのついた長靴等を使用する。

ｄ 作業に際しては、ロープ、ワイヤー等の上に立たないなど、常に安全な足場と姿勢を確保する。また、荒天時には特に緊張感を維持して行動する。

ｅ 上甲板に波浪が打ち込む場合や波浪が打ち込まなくても船体の動揺が激しい場合は、やむを得ない作業を除いて甲板上の作業を中止するなど状況に応じた措置を講ずる。

イ 漁船における「はさまれ」による死傷災害を原因別にみると、漁ろう装置にはさまれたものが約43%、漁具・漁網にはさまれたものが約18%、甲板装置にはさまれたものが約12%と続いている。

このような状況を踏まえ、漁船における「はさまれ」による死傷災害の防止を図るため、船内設備、作業方法等について再検討し、特に次の防止対策を徹底する。

ａ 作業開始前には、漁ろう装置等の点検を行うとともに、動力伝導装置等の運動部分には覆い等を設けるなど必要な措置を講ずる。

ｂ 漁具・漁網の取扱いに際しては、指や手をはさまれないよう細心の注意を払うとともに、走行中の漁具・漁網がからんだりした場合は、機械を停止するなど安全な状態となったことを確認してから作業を行う。

ｃ 波浪が打ち込むなど船体の動揺がある場合には、アンカー受け等の船体構造物にはさまれるおそれがある場所にむやみに立ち入らない。

ｄ 同時に複数の者が作業を行う場合には、合図の励行を徹底する。また、荒天時には特に緊張感を維持して行動する。

ｅ 「はさまれ」の原因として、特に不注意が目立つことから、作業等に当たっては「慣れ」を排し、常に安全意識を維持するよう安全教育等を通じて乗組員全員に徹底する。

⑵ 海中転落による死傷災害防止対策の推進

平成21年度における「海中転落」による死傷災害を原因別にみると、乗下船時にげん梯等を適切に使用しなかったことにより発生したものが約20%、波浪によるものが約８%と続いている。

また、本死傷災害の特色としては、死亡率が約56%と極めて高いこと、夜間、他の乗組員の作業時、上陸後の帰船時等人が見ていないときに多く発生し、原因不明とされるものが約36%と多くなっていることが挙げられる。

さらに、平成21年度における「死亡災害別発生状況」をみると、海中転落によるものが約30%に上っている。

このような状況を踏まえ、「海中転落」による死傷災害の防止を図るため、関係者の連携により、船内設備の見直し、作業方法等の再検討、作業前ミーティングによる安全確認の徹底及び事故に至りうる状況が生じた場合における問題点の把握と対策の実施に努めるほか、海中転落時の救助方法の改善方策について創意工夫を推進するとともに、特に次の防止対策を徹底する。

① 作業用救命衣等の保護具の使用等

ア 海中転落のおそれのある作業においては、当該作業の内容に応じ、命綱（安全ベルトを含む。）を使用させるか、又は作業用救命衣を着用させる。

特に、漁ろう作業等甲板上における作業では、必ず作業用救命衣を着用させることとし、荒天時ややむを得ず舷外に乗り出すときは命綱を使用させる。寒冷海域で操業する漁船においては、可能な限り命綱を使用させるとともに、イマーションスーツの搭載を推進する。

イ 作業用救命衣については、実際に使用している者の意見を反映させて、使用しやすい作業用救命衣の開発と実用化を積極的に推進する。

② 乗下船時等における海中転落の防止

ア 作業時間内外を問わず船外との通行の安全を図るため、乗下船時にはげん梯又は手すり及び踏みさんを施した適切な歩み板の使用を厳守するとともに、潮位又は喫水の増減、船体の動揺等でげん梯又は歩み板が不安定な状態にならないよう確実に取り付け、夜間には十分な照明を施す。

また、げん梯又は歩み板は、乗下船の安全を確保できる丈夫な構造のものとするとともに、定期的に点検・整備し、損傷、変形又は腐食等の問題があれば改善する。

イ 飲酒等が原因となる海中転落が多いことから、乗下船等に当たっては、常に海上では危険と隣り合わせにあるということを再認識し、最大限の注意を払うよう安全教育等を通じて乗組員全員に徹底する。

ウ スリップウェイ、魚とりこみげん門等の海中転落のおそれがある場所は、使用時を除きチェーン、安全ネット、仕切板等で閉鎖する。

③ 漁ろう作業に係る海中転落の防止

ア 漁具・漁網等を海中へ投下し、又は海中から引き上げる場合には、漁具・漁網等をまたいだり、不必要に触れることを避け、走行中の漁具・漁網等がからんだ場合等には、装置を停止するなど安全な状態を確保してから作業を行う。

イ 漁ろう作業に従事する者の服装は、袖口、上衣のすそ等を締め付けるなど巻き込まれるおそれのないものとする。また、作業に従事しない者はむやみに近寄らない。

④ 波浪に係る海中転落の防止

ア 上甲板に波浪が打ち込むような荒天時には、貨物の固縛作業等のやむを得ない作業を除いて甲板上の作業は行わない。

イ 波浪の大きいときは看視員を配置し、波浪の打ち込み、船体の大きな動揺等作業に危険を及ぼす状態について警告等を行う。

ウ 漁船の場合、漁獲量を重視して無理な操業をしてしまうことが考えられるため、操業海域を同じくする船舶所有者又は漁業協同組合等の団体で荒天時における漁ろう作業の取りやめ等についての安全基準や、同一海域等で操業している船舶間で操業中止について互いに相談するシステムを設けるなど、自主的な安全対策を促進する。

⑤ 海中転落に備えた対策

ア 安全ネットの使用を励行するとともに、海中転落のおそれのある場所の付近には、救命浮環等救命器具を直ちに使用できるよう配置しておく。